

## 通関業務を行う営業所の許可について

通関業法第8条第2項において準用する同法第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年9月24日

大阪税関長　日置重人

記

1 被許可者の名称及び所在地

株式会社WORLDING (法人番号 4010001133380)  
東京都千代田区鍛冶町1丁目10番4号

2 通関業務を行うことができる営業所の名称及び所在地

株式会社WORLDING大阪支店業務課  
大阪府大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト6階

3 許可年月日

令和7年9月24日

4 許可条件

なし